Ｋ１３４－２　内視鏡下椎間板摘出（切除）術
　１　前方摘出術　75,600点
　２　後方摘出術　33,540点
Ｋ１３５　脊椎、骨盤腫瘍切除術　33,290点
Ｋ１３６　脊椎、骨盤悪性腫瘍手術　69,980点
Ｋ１３６－２　腫瘍脊椎骨全摘術　93,300点
Ｋ１３７　骨盤切断術　48,650点
Ｋ１３８　脊椎披裂手術
　１　神経処置を伴うもの　26,700点
　２　その他のもの　16,510点
Ｋ１３９　脊椎骨切り術　52,460点
Ｋ１４０　骨盤骨切り術　33,630点
Ｋ１４１　臼蓋形成手術　28,220点
Ｋ１４１－２　寛骨臼移動術　36,400点
Ｋ１４１－３　脊椎制動術　16,810点
　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１４２　脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）
　１　前方椎体固定　37,240点
　２　後方又は後側方固定　29,900点
　３　後方椎体固定　37,420点
　４　前方後方同時固定　75,000点
　５　椎弓切除　12,100点
　６　椎弓形成　21,700点
　注　椎間又は椎弓が併せて２以上の場合は、１椎間又は１椎弓を増すごとに、その術式ごとにそれぞれ所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて４を超えないものとする。
Ｋ１４２－２　脊椎側彎症手術
　１　固定術　48,650点
　２　矯正術
　　イ　初回挿入　112,260点
　　ロ　交換術　48,650点
　　ハ　伸展術　20,540点
　注　１及び２のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。
Ｋ１４２－３　内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）　101,910点
　注　椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。
Ｋ１４２－４　経皮的椎体形成術　19,960点
　注１　複数椎体に行った場合は、１椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎体を超えないものとする。
　２　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１４３　仙腸関節固定術　29,190点
Ｋ１４４　体外式脊椎固定術　27,510点
　注　固定に伴って使用した保険医療材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

第３款　神経系・頭蓋

通則
　本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

区分
（頭蓋、脳）
Ｋ１４５　穿頭脳室ドレナージ術　1,940点
Ｋ１４６　頭蓋開溝術　14,430点
Ｋ１４７　穿頭術（トレパナチオン）　1,840点
Ｋ１４８　試験開頭術　15,850点
Ｋ１４９　減圧開頭術
　１　キアリ奇形、脊髄空洞症の場合　28,210点
　２　その他の場合　24,000点
Ｋ１５０　脳膿瘍排膿術　21,470点
Ｋ１５１　削除
Ｋ１５１－２　広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術　193,060点
Ｋ１５２　耳性頭蓋内合併症手術　49,520点
Ｋ１５２－２　耳科的硬脳膜外膿瘍切開術　49,520点
Ｋ１５３　鼻性頭蓋内合併症手術　45,970点
Ｋ１５４　機能的定位脳手術
　１　片側の場合　59,180点
　２　両側の場合　78,750点
Ｋ１５４－２　顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）　131,630点
Ｋ１５５　脳切截術（開頭して行うもの）　13,620点
Ｋ１５６　延髄における脊髄視床路切截術　40,950点
Ｋ１５７　三叉神経節後線維切截術　32,280点
Ｋ１５８　視神経管開放術　35,150点
Ｋ１５９　顔面神経減圧手術（乳様突起経由）　44,500点
Ｋ１５９－２　顔面神経管開放術　44,500点
Ｋ１６０　脳神経手術（開頭して行うもの）　37,620点
Ｋ１６０－２　頭蓋内微小血管減圧術　43,920点
Ｋ１６１　頭蓋骨腫瘍摘出術　23,490点
Ｋ１６２　頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術　31,270点
Ｋ１６３　頭蓋骨膜下血腫摘出術　10,460点
Ｋ１６４　頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）
　１　硬膜外のもの　36,970点
　２　硬膜下のもの　37,620点
　３　脳内のもの　47,020点
Ｋ１６４－２　慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術　10,900点
Ｋ１６４－３　脳血管塞栓（血栓）摘出術　37,560点
Ｋ１６４－４　定位的脳内血腫除去術　20,620点